

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年4月18日

【会社名】 株式会社 藤木工務店

【英訳名】 Fujiki Komuten Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 木 玄 三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町一丁目7番10号

【電話番号】 大阪(4964)8700(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 岸 本 章

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区備後町一丁目7番10号

【電話番号】 大阪(4964)8700(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 岸 本 章

【縦覧に供する場所】 株式会社 藤木工務店 東京支店
(所在地) 東京都新宿区四谷4丁目16番3号
株式会社 藤木工務店 倉敷支店
(所在地) 岡山県倉敷市鶴形1丁目11番24号
株式会社 藤木工務店 四国支店
(所在地) 高松市上福岡町778-1
株式会社 藤木工務店 京都支店
(所在地) 京都市下京区四条通新町東入月鉾町52-901

1 【提出理由】

当社は、平成26年2月24日、提出会社に対する訴訟が大阪地方裁判所における和解により解決しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日
平成23年12月13日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社奥村組
住所 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

工事契約当事者である元請会社と工事協力施工協定を締結して当社が施工協力を行った工事について、施主の破綻により当該工事請負代金の回収が不能となりました。このため当社の工事施工協力の対価としての工事債権855,862千円の回収が遅延する状況となり、当社としては元請会社に対して当該工事債権の支払いを求める一方、当該工事原価のうち当社施工協力負担額として元請会社に対して計上した工事未払金786,830千円についてもその支払いを留保してきました。

平成23年12月に元請会社より当該工事原価のうち当社施工協力負担額等として798,754千円の支払いを請求する訴訟が提起されました。当社はこれに対して、元請会社から工事施工協力の対価としての工事債権855,862千円の入金がない限り、当該負担金を支払わないとして争って参りました。

(4) 訴訟の解決があった年月日
平成26年2月24日

(5) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

係争期間が長期に及んだことで遅延損害金の額が多量に累積したため、会社の業績に与える影響を抑制することが得策であると判断し、大阪地方裁判所の提示に従い、当社が和解金6億円を支払うことで和解に応じました。その後、支払期限である平成26年3月31日に和解金を支払ったことで当該訴訟は解決しております。